

講評

公募の結果、2者からの提案があった。

最優秀と評価した事業者の提案は、日中サービス支援型共同生活援助事業所の運営において、重度の知的障がい者や発達障がい者を対象として、外出や買い物、機能訓練など、入浴や食事以外の日中活動が充実しており、共同生活援助事業所の運営実績はないものの、老人福祉法に規定する施設の運営ノウハウを活かして、重度の障がい者の状態に応じて幅広く支援する内容であった。

また、併設する短期入所事業所に加えて、合築する施設として提案のあった生活介護事業所は、周辺地域の在宅の障がい者の日常生活を支える地域福祉の核として期待できる内容であった。

地域の日常生活・地域活動への協力に関しては、地域のごみステーションを敷地内に整備するとともに、周辺の道路が狭隘であることに鑑み、利用者の送迎等において一時的であっても路上駐車とならないよう、敷地内に車寄せスペースを確保するなど、周辺地域に配慮した内容であった。

災害への備えに関しては、避難スペースと備蓄庫を整備するとともに、非常用発電機を備えて停電時においても垂直避難を可能とするなど、周辺地域の防災拠点となることが期待できる内容であった。

施設の整備にあたっては、重度の障がい者を受け入れるにあたって必要な設備・機能面を充実させるとともに、地域との交流機会の確保については、地域で実施されている活動に積極的に参加するなど、一層の工夫を期待する。

なお、次点となった事業者の提案は、募集要項に沿った魅力的な内容であり、特に関係施設や地域との連携に大いに期待できるものであったが、重度障がい者一人ひとりの特性を踏まえた課題認識と、その課題に対応するための創意工夫の提案については、最優秀となった事業者が上回る内容であった。

令和7年2月21日

共同生活援助事業所整備事業者選定委員会